# 滋賀県読書のまちづくり推進事業 滋賀まるごと読書フェアの開催業務委託仕様書

#### 1 事業目的

滋賀県読書のまちづくり推進事業において、「滋賀まるごと読書フェア」のイベントを開催する。県内の図書館、学校図書館、書店等の連携協働による全県的な取組で"滋賀まるごと"を演出し、県域の書店の活性化につなげることとする。

# 2 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)2月27日(金)

# 3 業務委託内容

- (1) 図書館、書店等の連携協働による「滋賀まるごと読書フェア」の開催 イベント開催にあたっては、
- ・県内全域でイベントを行うこと。
- ・読書に苦手意識のある子どもを意識し、ガチャガチャを使った郷土のお話のミニ本配布を各会場で 展開すること。
- ・「絵本の作り方」「電子書籍の作り方」のワークショップを開催すること。
- ・滋賀の郷土資料、滋賀に関係する作家の本などで滋賀らしさを演出すること。
- ・イベントの周知は、紙媒体と電子媒体で行うこと。

イベントの概要は、以下のア~キを想定している。

- ア 開催時期:令和7年8月~12月
- イ 開催箇所:8か所以上
- ウ 実施場所: (県内全域) 国スポ・障スポ大会の「おもてなし広場」(10/25)、「すまいる・アクションフェスタ2025」(8/11)、第49回近畿学校図書館研究大会(8/7、8)、ミシガン船上(12/25)、書店、図書館など
- エ 対象者:滋賀県内に在住または在学、通学している子どもを主なターゲットとするが、一般県 民も含む。
- オ 想定人数:各会場の定員に準ずる。
- カ 参加費:無料を原則とし、プログラムによっては参加費として材料費のみ徴収することが可能。
- キ業務内容

受託者は、次の業務を行うこととする。

- ① 参加者の募集、広報
  - ・ 参加者の募集は、ポスター、チラシの作成・配布による募集のほか、SNS広告、 ウェブサイトなど、独自のノウハウや手法を活用し、効率的かつ効果的な募集活動 を行うこと。

- ・県内全域から参加者が集まるように工夫すること。
- ・事前申込が必要なプログラムを実施する場合は、受託者が申込受付を行うこと。

#### ② 会場設定

・3 (1) ウの条件に合う会場を選定し、申請等の必要な調整を行うこと。なお、必要に応じて、発注者も調整に協力することとする。

## ③ 会場設営

・イベント開催にかかる必要な資機材の設営に係る設計図面等を作成し、それらの資機材の手配および設営等を行うこと。また、イベント終了後は、速やかに撤収すること。

## ④ アンケート等の実施

・ 来場者および活動者等へのアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は 県と協議のうえ決定する。

#### ⑤ 記録

・イベント開催記録のため、開催状況が把握できるように写真を撮ること。

## 4 業務実施体制

## (1) 管理責任者等の配置

本業務の業務責任者および県または連携先等との各種調整の窓口となる業務担当者をそれ ぞれ1名定めること。

なお、業務責任者については、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る ものとする。

#### (2) 実施体制表の作成

スタッフ等の運営マニュアルおよび進行台本等を作成すること。

#### 5 提出書類等

(1) イベント開催後、速やかに、記録写真等の電子データを県へ提出すること。

# 6 業務スケジュール (予定)

令和7年7~8月	イベント内容の検討、連絡調整
令和7年8月~令和8年	イベント開催
1月	
令和8年2月	記録写真等の電子データの提出

※企画内容に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。

## 7 その他留意事項

## (1) 一般事項

- ・業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- ・県は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- ・業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- ・本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する 著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可 や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託費に含 むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任に おいてこれを処理すること。
- ・本業務の遂行にあたり作成された成果物に関する著作権やデザインやイラスト等、業務 で発生した権利は滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないも のとする。
- ・その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様に定めのない 事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、「こども としょかん」サポートセンターと協議し、その指示に従うこと。
- ・契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有して いないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ・受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および 証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 10 年間これを 保存するものとする。

## (2) 秘密保護・個人情報保護

- ・受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ・委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

#### (3) 再委託

- ・受託者は当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。 ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、 当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること(再委託)ができる。
- ・受託者が、再委託を行う場合は、適正に管理監督を行う観点から、あらかじめ承認申請書を提出すること。承認申請書には、再委託の相手方の名称・所在地、再委託の業務範囲・期間、再委託の理由、再委託に係る契約金額等、承認における妥当性の判断に必要となる事項の記載をすること。
- ・県は受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託

者の責任において解決すること。